

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		2025 年大阪・関西万博の閉幕後に係る対応に向けた所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	—
② 上記以外の税目		(不動産取得税:外)(地方税 10)	
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会及び内国企業等に課せられる地方税につき、税制上の所要の措置。 《要望の内容》 令和7年(2025 年)に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、令和4年度税制改正において、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会(以下、「博覧会協会」という)に課せられる地方税につき、また、令和5年度税制改正において、内国企業等に課せられる地方税につき、税制上の所要の措置を講じたところ、令和8年度税制改正要望においても引き続き、大阪・関西万博の閉幕後における所要の対応として、博覧会協会に課せられる不動産取得税につき、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、税制上の所要の措置を講ずる。 《関係条項》 地方税 附則第十条の二
5	担当部局		経済産業省商務サービスグループ博覧会推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:— 分析対象期間:—
7	創設年度及び改正経緯		令和4年度 公式参加者、BIE、博覧会協会について所要の特例を措置(個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税) 令和5年度 内国企業等について所要の特例を措置(不動産取得税・固定資産税・事業所税)
8	適用又は延長期間		—
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大阪・関西万博の円滑な準備及び運営等を実現し、成功裡の開催につなげる。 《政策目的の根拠》 国際博覧会の開催にあたっては、国際博覧会条約及び関連規則において、参加国・参加者に税制面で便宜を図ることが求められている。大阪・関西万博の円滑な準備及び運営の実現、成功裡の開催という観点からは、参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について、閉幕後も含めて十全の措置を講じることが重要である。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	—
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	大阪・関西万博閉幕後の仮施設等の円滑な撤去・整理を支援し、国家プロジェクトとしての万博を適切かつ確実に完遂させる
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	大阪・関西万博閉幕後の仮施設等の円滑な撤去・整理を支援し、国家プロジェクトとしての万博を適切かつ確実に完遂させる
10	有効性等	① 適用数	—
			【算定根拠】 —
		② 適用額	—
			【算定根拠】 —
		③ 減収額	—
			【算定根拠】 —
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 —
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 —
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 —
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 —

			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税込減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	—
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—